

2006年6月、武田薬品工業は、大阪国税局から、移転価格により1223億円の所得について更正処分を受けました。これに対して、同社はどうのような対応をとったのでしょうか。

08年7月の同社の発表によれば、2つの対応をとったようです。1つは、処分について国税庁に米国の課税当局との相互協議を申し立てたこと、もう1つは、将来の取り扱いについての事前確認の申請をしたことです。今回は、後者の事前確認という制度について説明します。

事前確認(APA Advance Pricing Agreement)は、日本企業Aが最も合理的と考える独立企業間価格の算定方法や、その具体的

知っておこう 国際税務

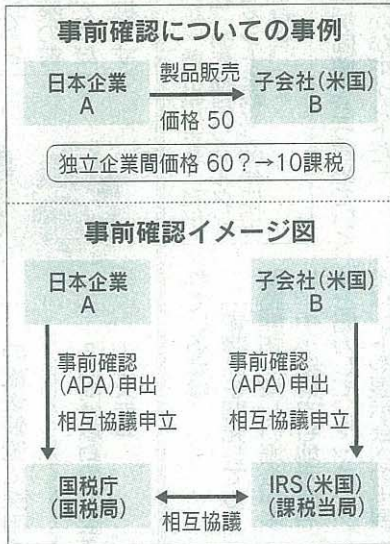
③

移転価格課税のリスク排除

業間価格に幅が設定できるという利点もあります。事前確認には、日本の課税当局のみの確認を得る、一国のみのAPA(ユニラテラルAPA)のほか、外国の課税当局の確認も得る二国間APA(バイラテラ

適正価格、当局に事前確認

内容などを課税当局にあらわす。日本企業Aは、製品を認め利用して、日米の有用な手段ですが、武田はじめ申し出て、課税当局 一国のみのAPAは、二国米国の子会社Bに50万円に検証してもらい、相当間APAと比べて確認にか販売したとします。そして、である確認を受ける制度 かる期間は一般的には短くAは独自に比較対象取引をです。課税当局からいわゆる なりますが、外国の課税当 検証して独立企業間価格をるお墨付きを得る制度とい 局による事前確認がされ 50万円と算定したとしま ず、将来、二重課税が生じ 局により、Bへの製品販売 課税当局からA B間の50万 課税当局からA B間の50万 課税処分を受けた場合に、円を取引価格が独立企業間 課税処分を受けた場合に、価格であるとの確認を受け れば、移転価格課税のリス 事前確認を申請すること も可能です。



を排除できます。ひとたび移転価格課税を受けると、追徴税額は数十億円や数百億円を超えることも多く、企業経営に及ぼす影響は甚大です。このため、将来の移転価格課税リスクを排除するという観点からは重要で、事前確認は、課税処分を受けていない段階で取り得 (村田租税政策研究所 弁護士・佐藤真太郎)